

中央三井信託銀行からのお知らせ —生命保険契約の当社でのお取扱いにあたって—

- 本保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取引に影響を与えることはありません。
- 本商品はアクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありませんので預金保険の対象とはなりません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。

生命保険契約者保護機構

アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額、払いもどし金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、給付金額、払いもどし金額等が削減されることがあります。
詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。

ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

<「ご契約のしおり・約款」記載事項の例>

- ◆クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)
- ◆保障の責任開始期および契約日について
- ◆ご契約の解約・一部解約と払いもどし金について
- ◆特別勘定と資産運用について
- ◆告知について
- ◆死亡給付金などをお支払いしない場合などについて

くわしくは、変額保険販売資格を持った中央三井信託銀行の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

●この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行なえます。中央三井信託銀行株式会社の担当者(生命保険募集人)の販売資格等につきまして確認をご希望の場合には、アクサ生命のカスタマーサービスセンター(TEL 0120-375-193 月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)9:00～17:00)までご連絡ください。

●生命保険募集人について

中央三井信託銀行株式会社の担当者(生命保険募集人)は、お客様とアクサ生命の保険契約締結の媒介を行なう方で、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

[募集代理店]

 中央三井信託銀行

[引受保険会社]

 アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>
カスタマーサービスセンター TEL 0120-375-193
平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

2008年4月改訂

AXA-10-XXXX-XXXX/9F7 1-30 2008.XX.XX

この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。



avantage

アヴァンタージュ

保証金額付特別勘定年金特約(終身型)付変額個人年金保険(06)

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」

「商品パンフレット」

「ご契約のしおり・約款」

「特別勘定のしおり」

商品パンフレット兼用

募集代理店

 中央三井信託銀行

引受保険会社

 アクサ生命保険株式会社

特徴としくみ

この商品の特徴

① 受取総額保証金額が毎年確実に増加する ロールアップ保証機能

●運用実績にかかわらず、受取総額保証金額が基本保険金額（一時払保険料）に対して毎年2%（単利）確実に増加します。

※ロールアップ保証金額が増加するのは、積立（運用）期間中のみで最長10年です。

くわしくはP3

② 毎年1回、受取総額保証金額がさらに増加する チャンスがあるラチェット保証機能

●運用実績に応じて、毎年1回、受取総額保証金額が増加するチャンスがあります。

●一度確定したラチェット保証金額は減少することはありません。
※ラチェット保証機能は、積立（運用）期間中だけでなく、年金支払期間中も継続します。

くわしくはP4

③ 運用を続けながら生涯受け取れる年金

●年金支払期間中も特別勘定で運用しながら生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。

●年金額は、次のとおりとなります。

[受取総額保証金額×算出率【表1】]

※算出率は積立（運用）期間に応じて決まります。

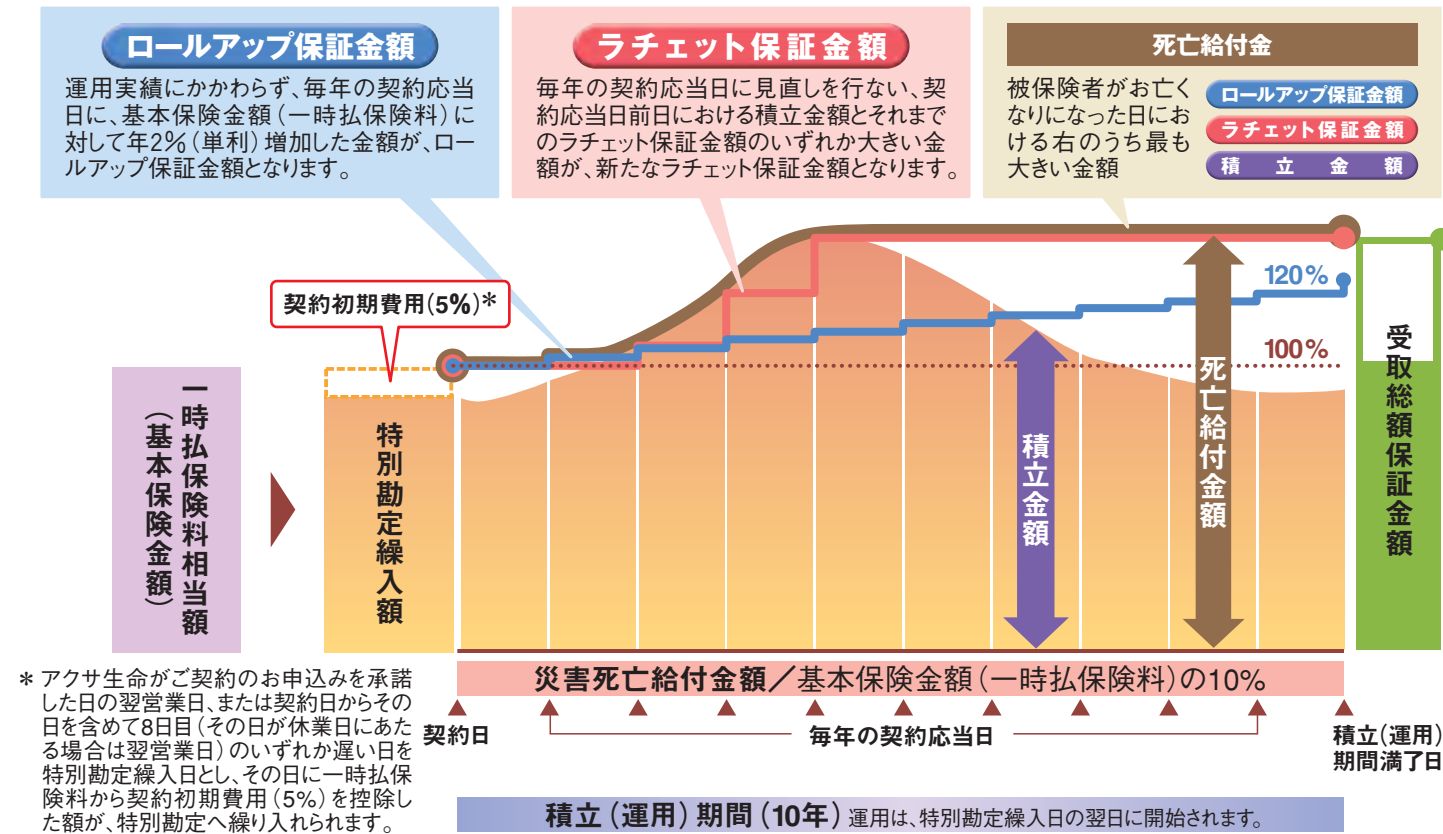
●年金のお支払いの際には、年金支払日の前日における積立金額から年金額を控除します。

【表1:積立(運用)期間に応じた算出率】

積立(運用)期間	算出率 (受取総額保証金額に対して)
1~2年	3%
3~4年	3.5%
5年以上	4%

くわしくはP5

◎イメージ図 | 積立（運用）期間が10年の場合



* アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合は翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日に一時払保険料から契約初期費用（5%）を控除した額が、特別勘定へ繰り入れられます。

積立（運用）期間中に不意に資金が入用となり、ご契約を解約する場合でも、払いもどし金額に解約控除はかかりません。

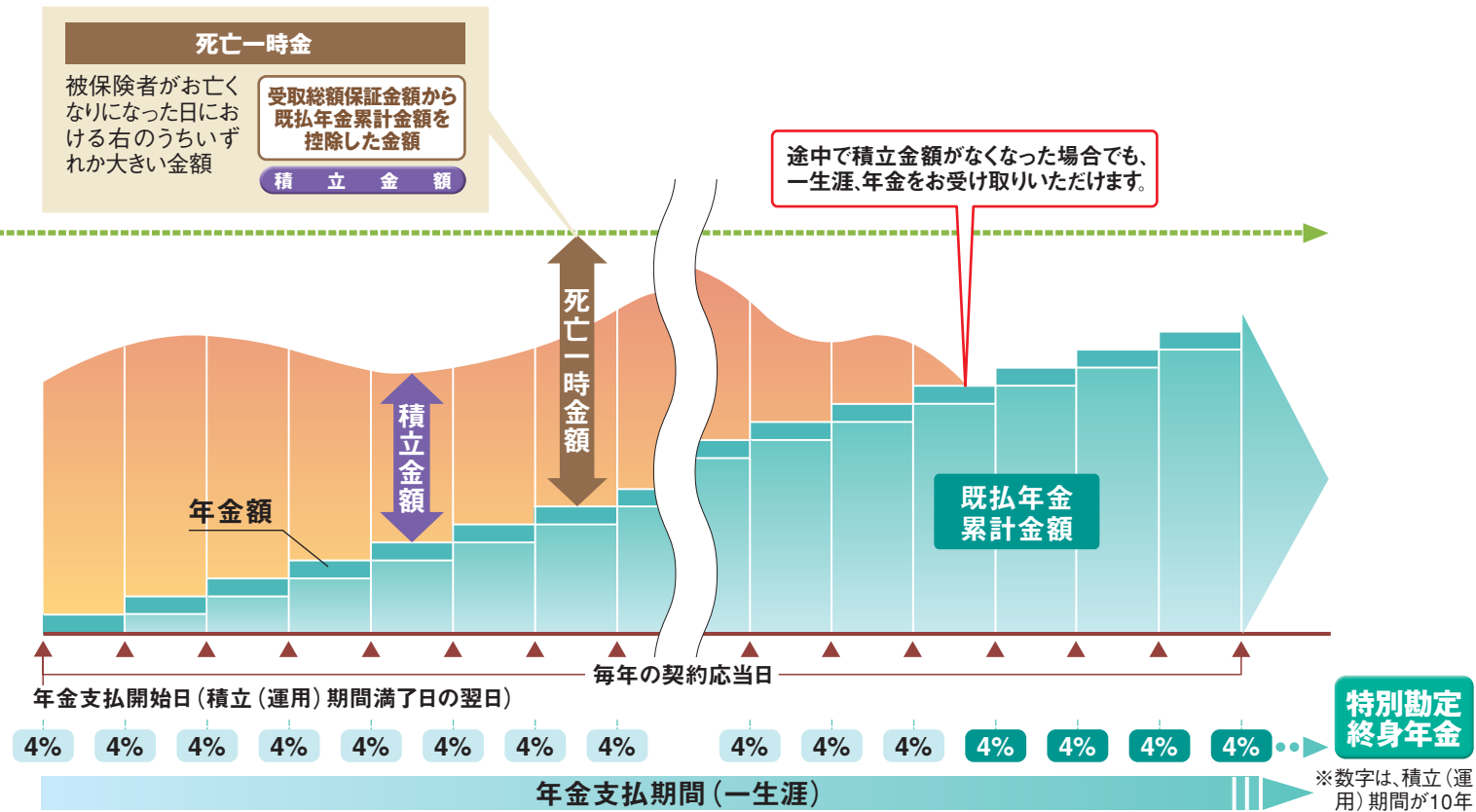
受取総額保証金額とは

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 受取総額保証金額は、右のうち最も大きい金額となります。

ご留意いただきたい事項

- この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債などで行なっており、株式および公社債の価格変動と為替変動などに伴う投資リスクがあります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払いもどし金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- この保険では、積立（運用）期間中および年金支払期間中に以下の費用の合計額をご負担いただきます。
契約初期費用：一時払保険料に対して5%
保険契約管理費：特別勘定の積立金額に対して年率2.3%
運用関係費：投資信託の純資産総額に対して年率0.294%（税抜0.28%）程度
※一般勘定で運用する年金を除きます。一般勘定で運用する年金の支払期間中には、年金額に対して1.0%の年金管理費をご負担いただきます。
- 受取総額保証金額は、あくまでも、年金支払開始日以後に年金受取人に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立（運用）期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されていません。

くわしくはP15、16



特別勘定 終身年金

※数字は、積立（運用）期間が10年の場合の受取総額保証金額に対する算出率です。

※年金支払日の前日に、積立金額から年金額を控除します。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

ロールアップ保証金額（年金支払開始日における金額です）

ラチェット保証金額（年金支払開始日の直前の契約応当日における金額です）

積立金額（年金支払開始日前日における金額です）

受取総額保証金額をふやすための2つの機能

受取総額保証金額をふやすための2つの機能

受取総額保証金額は、運用実績にかかわらず、毎年増加します(機能1)。
受取総額保証金額は、以下のうちいずれか大きい金額となります。

- ① **ロールアップ保証金額** (年金支払開始日における金額です。)
- ② **ラチェット保証金額** (年金支払開始日の直前の契約応当日における金額です。)
- ③ **積立金額** (年金支払開始日前日における金額です。)

また、運用成果に応じて、年1回さらに増加する可能性があります(機能2)。

- **受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。**
- 受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。
- 積立(運用)期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります(最低保証はありません)。

機能1 ロールアップ保証機能

ロールアップ保証機能は運用が思わしくないとき、その効果を発揮します。

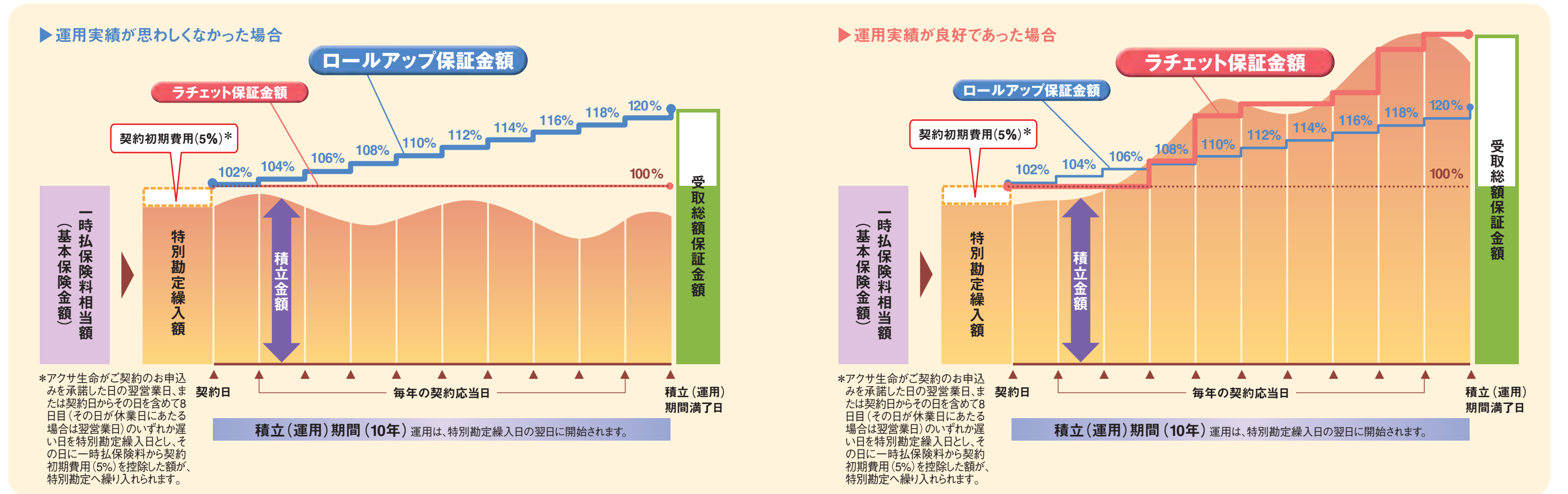
- ロールアップ保証機能により、運用実績にかかわらず、受取総額保証金額は毎年確実に増加します。この機能により増加し確定した受取総額保証金額のことを、ロールアップ保証金額といいます。
- ロールアップ保証金額は、ご契約時においては基本保険金額(一時払保険料)と同額です。以後、毎年の契約応当日に、基本保険金額(一時払保険料)に対して年2%(単利)増加します。
- **ロールアップ保証機能により受取総額保証金額が増加する期間は、積立(運用)期間中のみで、最長10年です。**
- **ロールアップ保証金額の最高は、基本保険金額(一時払保険料)の120%です。積立(運用)期間が10年を超えた場合、その後のロールアップ保証金額は基本保険金額(一時払保険料)の120%のままで、増加することはありません。**
- 一部解約を行なった場合には、ロールアップ保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。

機能2 ラチェット保証機能

ラチェット保証機能は運用が良好なとき、その効果を発揮します。

- ラチェット保証機能により、運用実績に応じて、毎年1回、受取総額保証金額が増加するチャンスがあります。この機能により増加し確定した受取総額保証金額のことを、ラチェット保証金額といいます。
- ラチェット保証金額は、ご契約時においては基本保険金額(一時払保険料)と同額です。以後、毎年の契約応当日に見直しを行ない、契約応当日前日における積立金額とそれまでのラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を新たなラチェット保証金額として確定します。
- 一度確定したラチェット保証金額は減少することはありません。
- 一部解約を行なった場合には、ラチェット保証金額も、積立金額と同一割合で減額されます。
- **ラチェット保証機能は、積立(運用)期間中だけでなく年金支払期間中も継続します。**

◎ご参考 | 2つの機能のイメージ図(積立(運用)期間が10年の場合)



※記載の図では、災害死亡給付金は表示していません。災害死亡給付金について詳しくは、P9をご覧ください。
※図中の数値は基本保険金額(一時払保険料)に対する割合です。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額等を保証・予測するものではありません。

特別勘定終身年金

◆年金額について

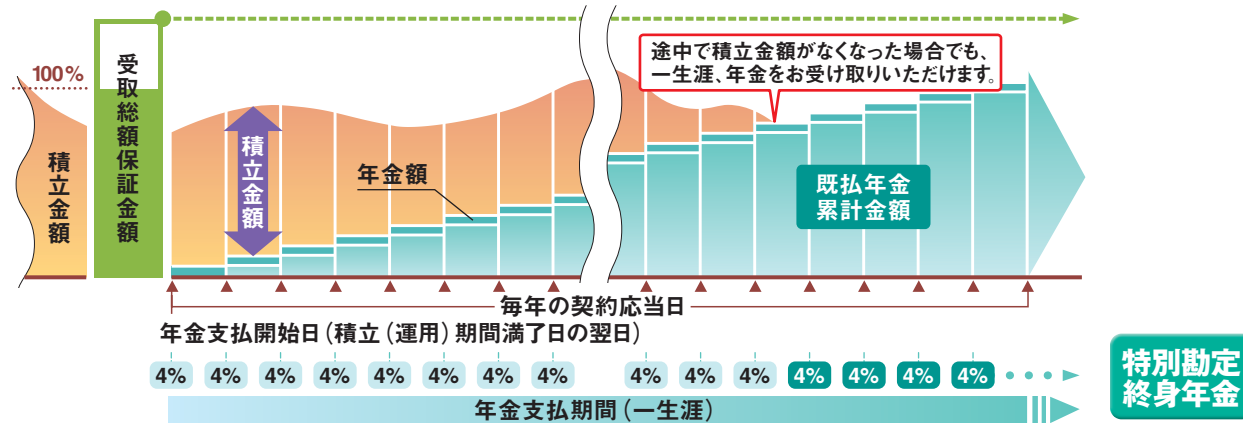
- 年金額は、受取総額保証金額×算出率【表1】となります。算出率は積立（運用）期間に応じて決まります。
- 年金支払日の前日における積立金額から年金額を控除します。年金支払期間中に積立金額がなくなった場合でも、被保険者のご存命の限り、年金をお受け取りいただけます。

【表1:積立（運用）期間に応じた算出率】

積立（運用）期間	算出率 (受取総額保証金額に対して)
1～2年	3%
3～4年	3.5%
5年以上	4%

- 受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。
 - ・受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。
 - ・積立（運用）期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります(最低保証はありません)。

◎イメージ図 | 積立（運用）期間が10年の場合



※年金支払日の前日に、積立金額から年金額を控除します。
 ※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。
 ※数字は、積立（運用）期間が10年の場合の受取総額保証金額に対する算出率です。

◆年金のお支払いについて

- 年金支払日からその日を含めて5営業日以内に年金をお受け取りいただけます（第1回目の年金については、年金支払開始日の5営業日前までにアクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限りです）。
 - ・年金支払開始日は、積立（運用）期間満了日の翌日となります。
 - ・毎年の年金支払日は、年単位の契約応当日となります。
 - ・年金額の分割支払[分割回数:年2・4・6回のいずれか]も可能です。第2回目以後の年金の支払日までの期間中は、一般勘定で運用しますので、アクサ生命が定める積立利率が適用されます。
 ※分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。
- 年金の支払日は、年金受取人が任意の日指定（年2回まで指定可能）することができます（アニバーサリー機能）。
 - ・ご指定いただいた年金の支払日からその日を含めて5営業日以内に年金をお受け取りいただけます。
 - ・当初の年金支払日からご指定いただいた年金の支払日までの期間は、年金を据え置きます。据置期間中は、一般勘定で運用しますので、アクサ生命が定める積立利率が適用されます。
 ※年金の支払日を年2回までご指定いただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。

◎年金の支払日のイメージ



◆年金支払開始日以後の受取総額保証金額の見直しについて

年金支払期間中も特別勘定での運用を継続しますので、受取総額保証金額がさらに増加するチャンスがあります。

- 年金支払期間中も、毎年、受取総額保証金額の見直しを行ないます。
- 年金支払開始日以後の運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日における積立金額がそれまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その時点における積立金額を新たな受取総額保証金額としてその日から適用します。
- 受取総額保証金額を見直した後の年金額は、新たな受取総額保証金額×算出率【表1】となります。

【受取総額保証金額の見直し例】

<設定条件>

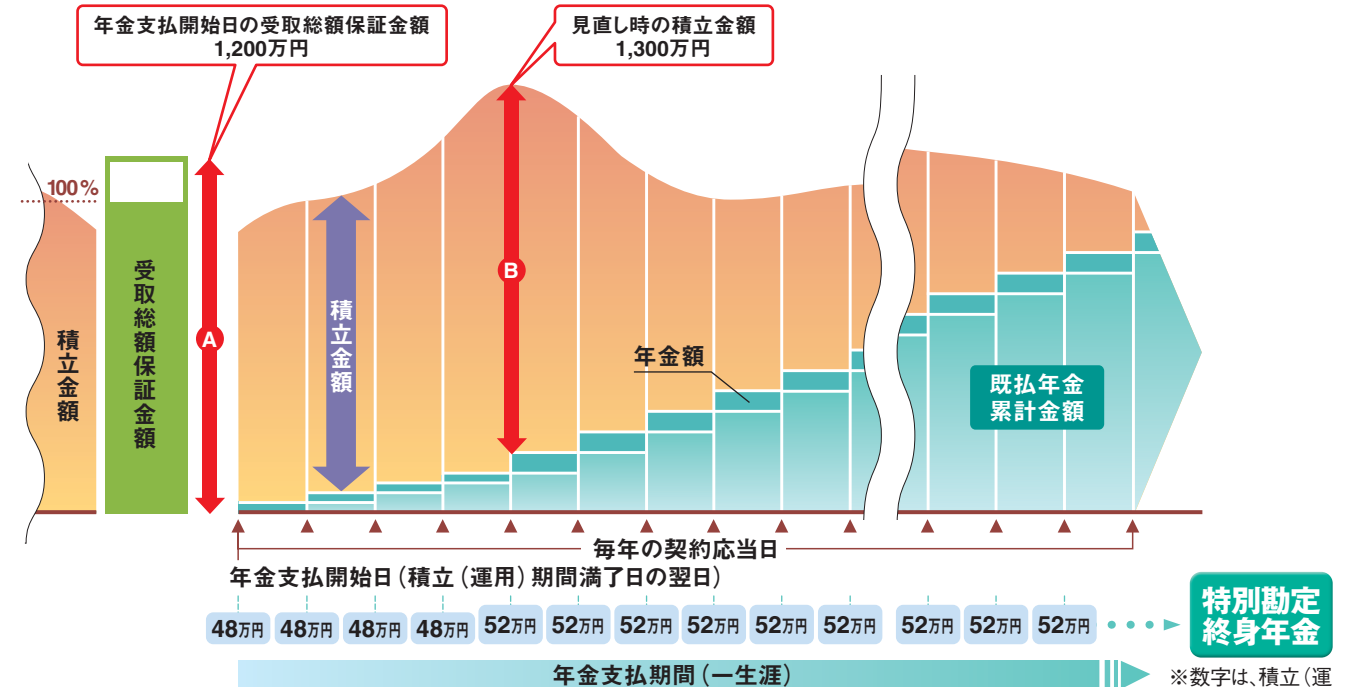
- ・基本保険金額（一時払保険料）：1,000万円
- ・積立（運用）期間：10年
- ・10年経過後の受取総額保証金額：1,200万円（ロールアップ保証金額）

【年金支払開始日】
 受取総額保証金額が1,200万円（…A）
 受取総額保証金額 × 算出率 = 年金額
 1,200万円 × 4% = 48万円

ラチェット保証機能

5年目の年金支払日前日の積立金額が1,300万円となった場合（…B）
 受取総額保証金額 × 算出率 = 年金額
 1,300万円 × 4% = 52万円

◎イメージ図 | 積立（運用）期間が10年の場合



運用が良好で、毎年の年金支払日前日における積立金額がそれまでの受取総額保証金額を上回った場合、受取総額保証金額が見直され年金額が増加します。

※年金支払日の前日に、積立金額から年金額を控除します。
 ※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

特別勘定

国内外の株式や債券等に分散投資されたバランスファンドで運用します。

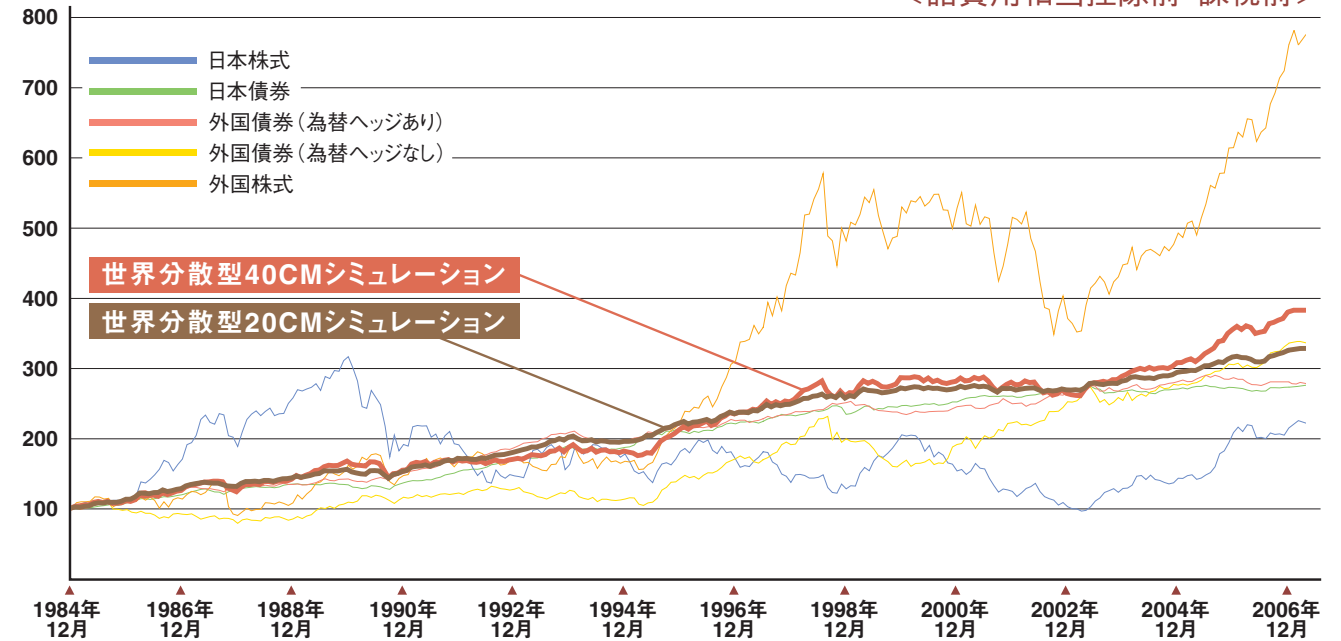
- 特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託が運用対象となります。
- 被保険者のご契約年齢（保険年齢）に応じて以下の特別勘定が設定されています。ご契約後に他の特別勘定に積立金の移転をすることはできません。
- アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日にあたる場合は翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日に、一時払保険料から契約初期費用（5%）を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。運用は、特別勘定繰入日の翌日に開始されます。

被保険者のご契約年齢（保険年齢）	55～70歳 ※申込日における保険年齢が70歳であれば、契約日における保険年齢が71歳になった場合にも、特別勘定は「世界分散型40CM(512)」となります。	71～75歳
特別勘定名	世界分散型40CM(512)	世界分散型20CM(513)
基本配分比率		
利用する投資信託	中央三井VAポートフォリオ40（適格機関投資家専用）	中央三井VAポートフォリオ20（適格機関投資家専用）
利用する投資信託の運用方針	<p>●当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行ない、実質的に国内外の株式および公社債等に投資を行ないます。当ファンドが主要投資対象とする各マザーファンドの基本配分比率は以下の通りとし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。</p> <p>「中央三井日本株式マザーファンド」20% 「中央三井日本債券マザーファンド」30% 「中央三井外国債券マザーファンド」30%*1 「中央三井外国株式マザーファンド」20%</p> <p>*1:当ファンドは、外貨建債券資産および中央三井外国債券マザーファンドの組入れに伴う実質組入外貨建資産の50%部分の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行ないます。</p> <p>●実際の資産配分については、基本配分比率に対して一定の変動許容幅を設け、その範囲内で調整を行ないます。</p> <p>●当ファンドの主なリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株価変動リスク ・金利変動リスク ・信用リスク ・流動性リスク ・カントリーリスク ・為替リスク 	<p>●当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行ない、実質的に国内外の株式および公社債等に投資を行ないます。当ファンドが主要投資対象とする各マザーファンドの基本配分比率は以下の通りとし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。</p> <p>「中央三井日本株式マザーファンド」10% 「中央三井日本債券マザーファンド」40% 「中央三井外国債券マザーファンド」40%*2 「中央三井外国株式マザーファンド」10%</p> <p>*2:当ファンドは、外貨建債券資産および中央三井外国債券マザーファンドの組入れに伴う実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行ないます。</p> <p>●実際の資産配分については、基本配分比率に対して一定の変動許容幅を設け、その範囲内で調整を行ないます。</p> <p>●当ファンドの主なリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株価変動リスク ・金利変動リスク ・信用リスク ・流動性リスク ・カントリーリスク ・為替リスク
運用関係費	<p>*運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。</p> <p>年率0.294%程度 (税抜0.28%程度)</p>	
利用する投資信託の委託会社	中央三井アセットマネジメント株式会社	

※特別勘定の種類、運用方針および運用協力会社は、将来変更になる場合があります。
 ※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。
 ※「ファミリーファンド方式」とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行なう仕組みのことをいいます。

◎ご参考 | 参考指数の推移と各バランスファンドの累積収益率のシミュレーショングラフ

<諸費用相当控除前・課税前>



※上記グラフの対象期間は1984年12月末日から2007年3月末日までであり、1984年12月末日を100とした各月末日の数値（指数）をグラフ化したものです。

※上記グラフは下記試算前提条件により運用を行なったと仮定した場合の合成インデックスと下記参考指数の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を示すものではありません。

- 【試算前提条件】
世界分散型40CMシミュレーションと世界分散型20CMシミュレーションの推移は、世界分散型40CM(512)、世界分散型20CM(513)と同様の基本配分比率で下記参考指数を保有したと仮定した場合のもので、算出にあたり契約初期費用、保険契約管理費、運用関係費等諸費用は一切控除していません。
 - 【参考指数】
 - ・日本株式: TOPIX(東証株価指数、配当込み)
(ただし、1989年1月以前は東京証券取引所第一部上場銘柄の時価総額加重投資収益率、1989年2月以降は東証株価指数、配当込み)
 - ・日本債券: NOMURA-BPI総合
 - ・外国株式: モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(円ベース)
 - ・外国債券(為替ヘッジあり): シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)
 - ・外国債券(為替ヘッジなし): シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- ※これらの参考指数に関し、各発表機関の許諾なしに参考指数の全部、または一部を複製、頒布、使用等することは禁止されていません。また、これらの情報は信頼できると判断された情報源から得たものですが、各発表機関はその確実性および完結性を保証するものではありません。各発表機関は当ファンドの運用成果に関し、一切責任はありません。なお、参考指数について詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。
- ※データ出所: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社、野村證券株式会社、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクのデータによりアクサ生命が作成

- 特別勘定資産の運用方法については、ご契約者は一切の指図を行なうことはできません。
 - 特別勘定資産は、毎日評価されます。特別勘定資産のうち、このご契約にかかわる部分を積立金といいます。この積立金額は、特別勘定資産の運用実績により変動します。
 - 特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令・諸規定にしたがって行ないます。法令等の改正により運用制限に変更があった場合には、変更後の運用方針にしたがって特別勘定資産の運用を行ないます。
 - 特別勘定資産の運用には、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、為替リスクなどがあり、ご契約者がお受け取りになる年金額、払いもどし金額等が、一時払保険料を下回る場合があります。この保険では、特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはすべてご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命、アクサ生命の募集代理店および第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ※特別勘定について詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

死亡保障

死亡給付金、死亡一時金には、それぞれ最低保証があります。

●被保険者が責任開始の日からその日を含めて3年以内に自殺した場合や、死亡給付金受取人の故意により死亡した場合などは、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。
※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

積立(運用)期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、死亡給付金として①ロールアップ保証金額、②ラチェット保証金額、③積立金額のうち最も大きい金額が最低保証されます。
年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、既払年金累計金額と死亡一時金額を合算した金額において受取総額保証金額が最低保証されます。

▲死亡給付金、死亡一時金の最低保証はアクサ生命が行ないます。

◆死亡給付金と死亡一時金について

【積立(運用)期間中】

死亡給付金

被保険者がお亡くなりになった日における以下のうち最も大きい金額を、死亡給付金受取人にお支払いします。

●ロールアップ保証金額 ●ラチェット保証金額 ●積立金額

※ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額についてくわしくは、P3、4をご覧ください。
※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

【年金支払期間中】

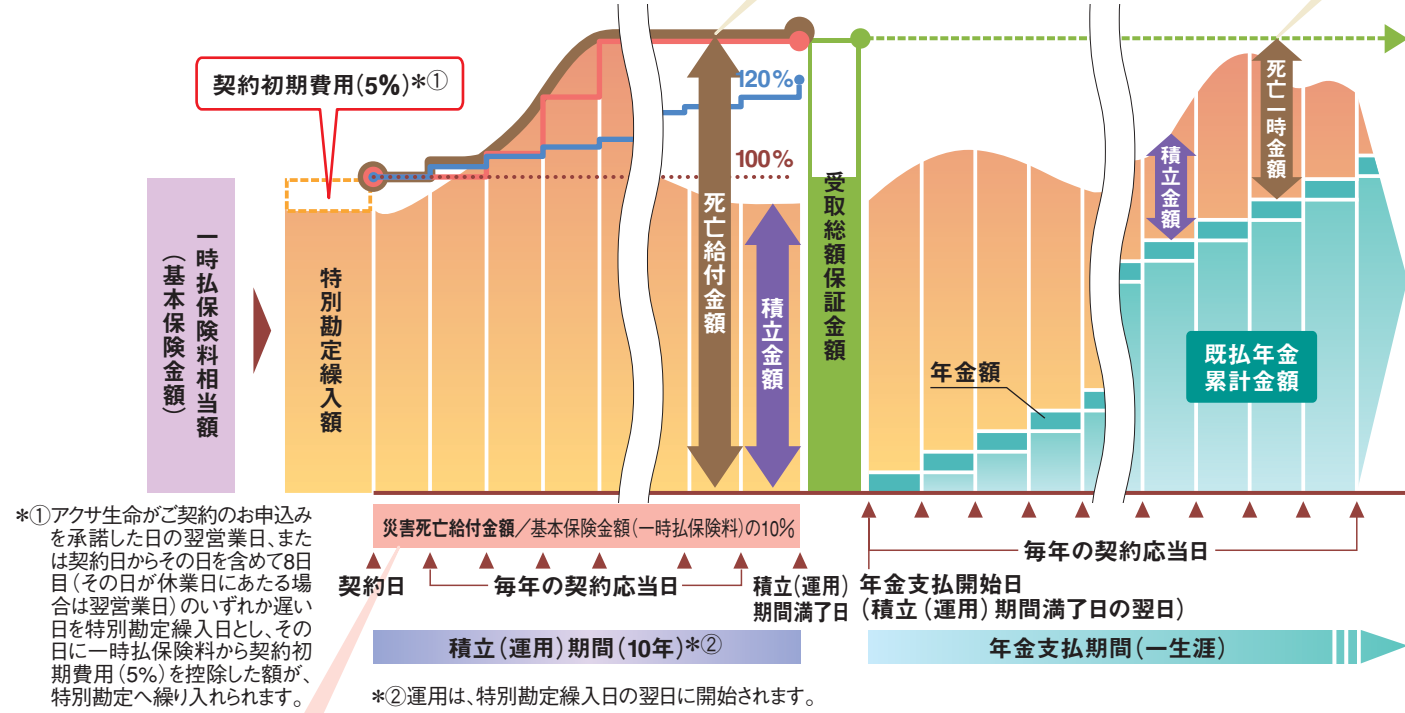
死亡一時金

被保険者がお亡くなりになった日における以下のうちいずれか大きい金額を、年金受取人(年金受取人＝被保険者の場合には年金継続受取人)にお支払いします。

●受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額 ●積立金額

※年金継続受取人は、ご契約時にご指定いただけますが、その後変更することも可能です。

◎イメージ図 | 積立(運用)期間が10年の場合



災害死亡給付金

対象となる不慮の事故等によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額(一時払保険料)の10%を災害死亡給付金として死亡給付金に加算し、お支払いします。

※年金支払日の前日に、積立金額から年金額を控除します。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

◆年金払特約(06)について

※記載の税務のお取扱いは、平成19年7月現在の税制に基づく一般的なお取扱いをご案内しているものであり、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについては、所轄の税務署に必ずご確認ください。

死亡給付金(災害死亡給付金含む)または死亡一時金を、一時金に代えて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。



- ご選択いただける年金の種類は確定年金のみとなります。
- 年金支払期間は、5・10・15・20・25・30・36年からお選びいただけます。
- 積立(運用)期間中、および、年金支払期間中にこの特約を付加することができます。

付加できる時期		付加できる人
ご契約時および積立(運用)期間中	被保険者がご存命中	ご契約者
	被保険者がお亡くなりになった後	死亡給付金受取人
年金支払期間中	被保険者がご存命中	年金受取人
	被保険者がお亡くなりになった後	年金受取人 (年金受取人＝被保険者の場合には年金継続受取人)

- 死亡給付金受取人、または、死亡一時金受取人などが複数いる場合、死亡給付金などの受取割合に応じて年金基金を按分し、受取方法はそれぞれ受取人においてご選択いただけます。ただし、年金受取を選択した場合には、受取人全員が同一の年金支払期間となります。
- この特約を付加した場合、被保険者がお亡くなりになった時点(被保険者がお亡くなりになった後に死亡給付金受取人または、年金受取人がこの特約を付加したときは付加時)で死亡給付金などの全部または一部が充当され、年金基金が設定されます。
- この特約による年金のお受け取りは、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けし、支払が確定した後となります(通常、書類受付から10営業日程度となります)。
- 死亡給付金などに相続税または贈与税が課税される契約形態で、年金払特約(06)を付加することによりこれらの金額を年金でお受け取りいただく場合には、支払事由が発生した時点で年金受給権の評価額が課税の対象となりますが、その年金受給権は、相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」により評価されず(被保険者がご存命中に年金払特約(06)を付加した場合に限ります)。くわしくは、P17をご覧ください。

※この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金基金設定時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されるものです。
※この特約の年金額が10万円未満となる場合には、年金のお取扱いはできません。この場合、一時金でお受け取りいただけます。
※この特約の年金額の上限*は3,000万円となります。3,000万円を超える場合には、この特約の年金額は3,000万円とし、3,000万円を超える部分については、この特約の第1回目の年金受取時に一時金でお受け取りいただけます。
*アクサ生命を引受保険会社とする一般勘定で運用する年金商品等の年金額と通算します。

年金継続受取人について

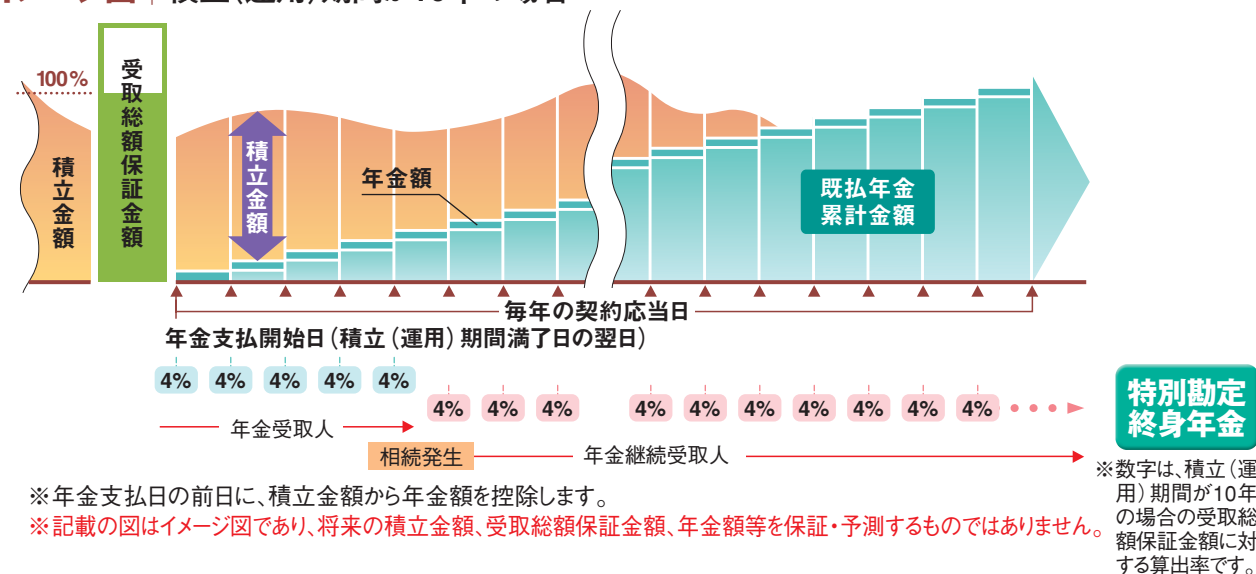
◆年金継続受取人について

年金受取人が年金支払開始後にお亡くなりになった場合に備え、年金受給権を引き継ぐ人(年金継続受取人)を、あらかじめ指定することができます。

<ご契約例>

ご契約者	被保険者	年金受取人	年金継続受取人
本人	配偶者	本人	配偶者

◎イメージ図 | 積立(運用)期間が10年の場合



※年金支払日の前日に、積立金額から年金額を控除します。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

- 年金受取人がお亡くなりになった後の年金受取人を年金継続受取人といいます。
- 年金支払開始日前は保険契約者のお申出により、年金支払開始日以後は年金受取人のお申出により指定することができます。
- 年金継続受取人の指定には、被保険者の同意およびアクサ生命の承諾が必要です。
- 年金継続受取人は、アクサ生命所定の範囲内での取り扱いとなります。

<指定範囲>

- ・被保険者
- ・被保険者の6親等以内の血族
- ・被保険者の3親等以内の姻族

- 年金継続受取人の指定は1名のみとなります。複数人指定することはできません。

【年金受取人死亡時における年金継続受取人と年金受取例】

ご契約者	被保険者	年金受取人	年金継続受取人	受取方法
本人	本人	本人	配偶者	死亡一時金*
本人	配偶者	本人	配偶者	年金(年金の一括受取)
本人	配偶者	配偶者	子	死亡一時金*

*この例では、被保険者がお亡くなりになった場合、死亡一時金のみのお受け取りとなります。(年金払特約(06)を付加していた場合を除きます。)

年金にかかる諸変更、解約等のお取扱い

◆年金の種類の変更

契約日から10年以上経過している場合には、特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金にご変更いただけます。

(年金支払開始日における被保険者の年齢(保険年齢)は、90歳以下である必要があります。)

※年金の種類の変更をした場合、保証金額付特別勘定年金特約(終身型)による受取総額保証はなくなります。

【選択可能な年金の種類】

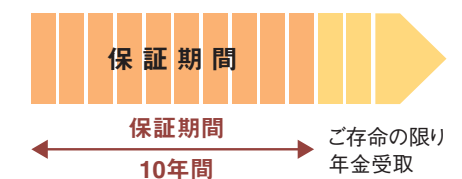
●確定年金

- ・年金支払開始日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者がご存命の場合に年金をお支払いします。
- ・この年金は、毎年同額の年金をお支払いする定額型です。
- ・年金支払期間は5・10・15・20年からお選びいただけます。
- ・年金支払開始日以後、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、未払年金の現価(まだお支払いしていない年金の現価)を死亡一時金としてお支払いします。また、死亡一時金のお支払いに代えて年金でのお受け取りを継続することができます。



●10年保証期間付終身年金

- ・年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者がご存命の限り、終身にわたって年金をお支払いします。
- ・この年金は、毎年同額の年金をお支払いする定額型です。
- ・年金支払開始日以後、保証期間(10年)中に被保険者がお亡くなりになった場合は、保証期間中の未払年金の現価(まだお支払いしていない年金の現価)を死亡一時金としてお支払いします。また、死亡一時金のお支払いに代えて年金でのお受け取りを継続することができます。



※10年保証期間付終身年金の年金を分割払いにされている場合で保証期間経過後に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡日の属する年度の年金の未払分があれば、それを年金受取人にお支払いして、ご契約は消滅します。

【手続方法・年金額】

●積立(運用)期間中

- ・契約日から10年以上経過している場合で、年金支払開始日の10営業日前までにアクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限り、年金の種類を変更できます。変更日は、年金支払開始日の前日となります。
- ・契約者が変更をお申出ください。
- ・変更後の年金額は、年金支払開始日前日における積立金額をもとに年金支払開始日前日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算した金額となります。このため、年金額はご契約時に定まるものではありません。

●年金支払期間中

- ・契約日から10年以上経過している場合に限り、年金の種類を変更できます。
- ・年金受取人が積立金額の一括支払をご請求いただくと同時に変更をお申出ください。
- ・年金支払開始日は、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日の翌日となります。また、変更後の年金額は、積立金額の一括支払金額(アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日の積立金額)をもとに年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算した金額となります。このため、年金額はご契約時に定まるものではありません。

※年金額が10万円未満となる場合には、お取扱いはできません。

※年金額の上限*は3,000万円となります。3,000万円を超える場合には、年金額は3,000万円とし、3,000万円を超える部分については、第1回目の年金受取時にご契約者に一時金でお受け取りいただきます。

*アクサ生命を引受保険会社とする一般勘定で運用する年金商品等の年金額と通算します。

年金にかかる諸変更、解約等のお取扱い

◆年金支払開始日の変更（積立（運用）期間の短縮・延長）

- ご契約後、お申出により、年金支払開始日を、契約日から最短1年後、最長35年後の年単位で変更（積立（運用）期間を短縮・延長）することができます（積立（運用）期間を短縮する場合には変更後の、延長する場合には変更前の、年金支払開始日の10営業日前までに、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限り）。

※積立（運用）期間は、ご契約時に1～35年の年単位で設定いただきます。

※年金支払開始日における被保険者の年齢（保険年齢）は、90歳以下である必要があります。

◆解約等のお取扱い

- ご契約の解約等により、払いもどし金をお受け取りいただくことができます。
- 払いもどし金額に解約控除はかかりません。
- 解約や年金の一括支払等をした場合の払いもどし金額は、運用実績により増減し、ご契約の経過年数にかかわらず一時払保険料を下回る場合、または、全くない場合があります。
- 払いもどし金額に最低保証はありません。

【積立（運用）期間中／ご請求者：ご契約者】

解 約	<ul style="list-style-type: none"> ・払いもどし金額は、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日（解約日）の翌営業日における積立金額となります。 ・払いもどし金額は、特別勘定の運用実績によって変動（増減）し、最低保証はありません。 ・解約日の翌営業日が特別勘定繰入日前の場合、払いもどし金額は、解約日の翌営業日の基本保険金額相当額となります。
一部解約	<ul style="list-style-type: none"> ・払いもどし金額は、ご指定いただいた一部解約請求金額となります。 ・一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除されます。 ・基本保険金額、ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額は、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 <p>※一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合には、一部解約のお取扱いはできません。また、一部解約日の翌営業日の一部解約前の積立金額が、一部解約請求金額以下となる場合には、一部解約のお取扱いはいたしません。</p>

【年金支払期間中／ご請求者：年金受取人】

年金の一括支払	<ul style="list-style-type: none"> ・払いもどし金額は、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日（解約日）の翌営業日における積立金額となります。 ・払いもどし金額は、特別勘定の運用実績によって変動（増減）し、最低保証はありません。 <p>※積立（運用）期間が10年未満となる場合には、年金支払開始日における年金の一括支払のお取扱いはできません。</p> <p>※積立金額がなくなった場合には、年金の一括支払のお取扱いはできません。</p>
受取総額保証金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・減額後の受取総額保証金額をご指定いただきます。 ・受取総額保証金額の減額部分は解約されたものとして取扱い、減額分に対応する払いもどし金（積立金額）をお支払いします。 ・受取総額保証金額の減額をした場合、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日を基準として、積立金額は、減額前と後との受取総額保証金額と同一割合で減額されます。 ・減額後の年金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、減額前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 <p>※減額後の受取総額保証金額が50万円未満となる場合には、受取総額保証金額の減額のお取扱いはできません。</p> <p>※積立金額がなくなった場合には、受取総額保証金額の減額のお取扱いはできません。</p>

◆契約者貸付のお取扱いについて

この保険には、契約者貸付のお取扱いはありません。

受取総額保証について

「アヴァンタージュ」には、「特別勘定終身年金」を受け取ることにより、受取総額保証金額の最低保証があります。

ただし、以下の場合には受取総額保証金額の最低保証はありません。

△受取総額の最低保証はアクサ生命が行いません。

◆積立（運用）期間中の解約

- 不意に資金がご入用となった場合には、積立（運用）期間中に、ご契約を解約して払いもどし金額をお受け取りいただくことができます（解約控除はかかりません）。
- 払いもどし金額は、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日（解約日）の翌営業日における積立金額となります。ただし、解約日の翌営業日が特別勘定繰入日前の場合、払いもどし金額は、解約日の翌営業日の基本保険金額相当額となります。
- 払いもどし金額は特別勘定資産の運用実績によって変動しますので、一時払保険料を下回る場合があります。

◆年金の種類の変更

- 契約日から10年以上経過後に、年金の種類を一般勘定で運用する他の年金の種類に変更することができます。
- 変更後の年金額は、年金支払開始日前日の積立金をもとに年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算した金額となります。
- 一般勘定の年金に変更した場合、年金受取累計額の最低保証はなくなり、一時払保険料を下回る場合があります。

◆年金の一括支払

- 年金支払期間中に、積立金額を払いもどし金として一括でお受け取りいただくことができます。
- 払いもどし金額は、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日（解約日）の翌営業日における積立金額となります。
- 払いもどし金額は特別勘定資産の運用実績によって変動しますので、一時払保険料を下回る場合があります。

◆すえ置期間付年金への移行

- 契約日から10年以上経過後であれば、年金支払開始日前に限り、特別勘定による運用を中止し、すえ置期間付年金へ移行することができます。
- 据置期間中は、特別勘定での運用をせず、移行日の前日の積立金額を、アクサ生命所定の利率から災害死亡給付金のための危険保険料率を差し引いた利率による利息をつけて積み立てます。
- 移行後の年金額は、移行後の年金支払開始日前日の元利合計額をもとに算出します。この場合、年金受取累計額の最低保証はなくなり、一時払保険料を下回る場合があります。

諸費用

諸費用

この保険では、「契約初期費用」、「保険契約管理費」、「運用関係費」の合計額をご負担いただきます。

※一般勘定で運用する年金の支払期間中には、年金管理費をご負担いただきます。

【ご契約時】

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用	ご契約の締結等に 必要な費用 一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定に繰り入れ る際に、一時払保険 料から控除します。

【積立（運用）期間中および年金支払期間中】

項目	費用	ご負担いただく時期
保険契約管理費	既払年金累計金額 と死亡一時金額の 合計金額の最低保 証、死亡給付金額の 最低保証、災害死亡 給付金額のお支払 い、ならびに、ご契約 の維持等に必要な 費用 特別勘定の積立金額に対して 年率2.3%	積立金額に対して左 記割合（率）を乗じた 金額の1/365を、毎日、 特別勘定の積立金 額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報 酬など、特別勘定の 運用に必要な費用 投資信託の 純資産総額に対して 年率0.294%程度 (税抜0.28%程度)*	特別勘定にて利用 する投資信託におけ る純資産総額に対 して左記割合（率）を 乗じた金額の1/365を、 毎日、投資信託の純 資産総額から控除し ます。

*運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。
また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】

※年金の種類を変更した場合や「年金払特約(06)」により死亡給付金などを年金としてお受け取りいただく場合です。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや 管理等に必要な費用 年金額に対して 1.0%*	年金支払日に、責任 準備金から控除します。

*年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

【解約時等】

解約、一部解約、年金の一括支払、受取総額保証金額の減額による払いもどし金額に解約控除はかかりません。

税務のお取扱い

※記載の税務のお取扱いは、平成19年7月現在の税制に基づく一般的なお取扱いをご案内しているものであり、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについては、所轄の税務署に必ずご確認ください。

【ご契約時】

- お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。
※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払であるため、契約初年度のみの適用となります。
 ※年金受取人または死亡給付金受取人がご契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。

【積立(運用)期間中】

- 解約時(払いもどし金額が必要経費(一時払保険料)を上回り、差益が発生した場合)

所得税(一時所得)+住民税

- 被保険者死亡時

・死亡給付金(災害死亡給付金含む)を一時金でお受け取りいただく場合

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*①
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

・死亡給付金(災害死亡給付金含む)を遺族年金としてお受け取りいただく場合 ※「年金払特約(06)」を付加した場合に限りです。

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取開始時の課税の種類	年金受取時の課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*①②	所得税(雑所得)+住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税*②	

*①相続税法第12条が適用されます。 *②年金受給権の評価額について相続税法第24条が適用されます。

☐相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」について

契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人の場合、他の死亡保険金(被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りになるものに限ります)と合算して、「500万円×法定相続人数*」まで非課税扱いとなります。*相続を放棄した人も含まれます。

☐相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」について

年金受給権取得時において、支払事由が発生しているものについては、以下のように評価されます。
 ※被保険者をご存命中に「年金払特約(06)」を付加した場合に限りです。

残存年金支払期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
年金受給権の評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

【年金支払期間中】

- 特別勘定終身年金受取時

所得税(雑所得)+住民税

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、年金受給権の評価額が「贈与税」の課税対象となります。

- 積立金額の一括支払時(払いもどし金額が必要経費(一時払保険料)を上回り、差益が発生した場合)

所得税(一時所得)+住民税

- 被保険者死亡時

・死亡一時金を一括でお受け取りいただく場合

ご契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類
本人	本人	本人	相続税*
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税

・死亡一時金を遺族年金としてお受け取りいただく場合 ※「年金払特約(06)」を付加した場合に限りです。

ご契約者	被保険者	年金受取人	年金受取開始時の課税の種類	年金受取時の課税の種類
本人	本人	本人	相続税*	所得税(雑所得)+住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	

*相続税法第12条は適用されません。

契約条件

◆ご契約のお取扱い

基本保険金額(一時払保険料)	最低200万円 / 最高5億円 / (10万円単位) 一時払保険料は、一括でお払い込みいただきます。
被保険者のご契約年齢(保険年齢)	55~75歳 ※被保険者のご契約年齢は、満年齢の6カ月以下は切り捨て、6カ月超1年未満は1歳切り上げて計算します。
年金受取人	ご契約者または被保険者
告知	職業告知のみ(医師による診査は不要)
積立(運用)期間	1~35年(年単位)
責任開始日	被保険者告知日、または、アクサ生命保険料領収日のいずれか遅い日 ※この日より、ご契約上の保障(責任)が開始されます。
契約日	責任開始日 ※この日を基準として、ご契約年齢や積立(運用)期間等を計算します。
特別勘定繰入日	アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目(その日が休業日にあたる場合には、翌営業日)のいずれか遅い日 ※この日に、一時払保険料から契約初期費用(5%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。
クーリング・オフ制度	クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)の対象となります。 お申込み後、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のお申出*をいただいた場合には、お払い込みいただいた一時払保険料を全額返戻いたします。 *ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除の意思表示を示した書面(封書)をアクサ生命に発信(8日以内の消印有効)いただくことをいいます。
基本保険金額の増額	お取扱いいたしません。
付加できる主な特約	年金払特約(06)
契約者配当金	ありません。
契約者貸付	お取扱いいたしません。
年金の種類	特別勘定終身年金 ※「保証金額付特別勘定年金特約(終身型)」が付加されています。
年金支払期間	終身
年金支払開始日の変更(積立(運用)期間)の短縮・延長	年金支払開始日を、契約日から最短1年後、最長35年後の年単位で変更(積立(運用)期間を短縮・延長)することができます(積立(運用)期間を短縮する場合には変更後の、延長する場合には変更前の、年金支払開始日の10営業日前までに、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた場合に限りです)。 ※年金支払開始日における被保険者の年齢(保険年齢)は、90歳以下である必要があります。
年金の種類の変更	アクサ生命が定める範囲内で、特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金に変更することができます。 この場合、年金受取累計額に最低保証はなくなります。 ○確定年金[年金支払期間:5・10・15・20年間のいずれか] ○保証期間付終身年金[保証期間:10年間]